

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画計画（目的設定、中間計画、事後計画）				（計画年度：令和5年度）		
政策	8 環境・くらし					
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する					
方向性	① 野生鳥獣の保護管理と被害防止対策の推進					
事業名	ツキノワグマ被害防止総合対策事業				事業年度	R3 年度～ 年度
部局名	生活環境部		課室名	自然保護課		
チーム名	鳥獣被害対策チーム					

1 事業実施の背景及び目的

人間の活動領域の縮小やツキノワグマの生息域拡大に伴い、市街地での目撃情報が多数報告されるなど、県民の安全安心な生活が脅かされており、ツキノワグマによる被害防止対策を推進していく必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	ツキノワグマ被害対策支援センター運営事業	クマ被害対策の一層の充実を図るため、自然保護課内に設置した「ツキノワグマ被害対策支援センター」の機能を強化する。	13,674	2,889	
2	普及啓発・広報事業	被害防止の必要性等についての理解を深めるため、読本や注意喚起チラシを作成し周知を図るほか、新たな狩猟者の確保に向けたフォーラムを開催する。	9,390	13,884	
3	担い手確保・育成事業	狩猟免許の取得支援や捕獲技術研修等の開催により、捕獲の担い手の確保・育成を図る。	14,020	13,543	
4	人里への出没対策強化事業	クマの人里への出没を未然に防止する対策を強化するほか、市街地出没時など緊急的な事案に迅速に対応する体制を整備する。	4,607	11,224	
5	市町村職員等クマ対策人材育成研修	市町村職員等がクマの出没抑制・被害防止の取組や住民への対策指導等を行えるよう、各レベルに応じた研修を実施し、クマ対策を担う人材を育成する。	2,358	1,713	
その他合計 (6 件)			153,156	108,240	
財源内訳		左の説明	197,205	151,493	0
国庫補助金		指定管理鳥獣対策事業交付金	79,484	41,452	
県債					
その他		寄付金、環境保全基金、手数料、諸収入	2,393	5,505	
一般財源			115,328	104,536	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	クマに関する出前講座の参加者数(人)【成果指標】									
指標式	クマに関する出前講座の参加者数									
出典	自然保護課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a								7,500	8,000	8,500
実績b							6,971			
b/a								0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	人間の活動領域の縮小やクマの生息域拡大により、市街地での出沒や人身被害が多発していることから、引き続きクマの管理対策を進めていく必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	人の生活圏へのクマの出沒が相次ぎ、人身被害や農林業被害が増加するなど、県民の安全・安心が脅かされる深刻な事態となっている。 こうした状況を背景に、クマ被害防止に対する県民の関心も非常に高く、県が実施するクマの生態や自衛策に係る出前講座の利用件数(又は、受講要請)も増加傾向にある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	市町村等職員研修について、基礎的な座学及び現地実習に加えて、各市町村の取組状況などの事例発表や意見交換を行う研修を追加し、内容の充実を図った。また、くくりわな捕獲技術研修の実施に当たっては、開催要望を踏まえ複数地区で実施したほか、若手ハンター育成事業では委託先と調整を図り、特に要望のあった大型獣の解体講習を実施した。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回 ※参考 の結 果)	B
----	---	------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

本県では過疎化や高齢化、耕作放棄地の増加などに伴い、中山間地域の緩衝帯としての機能が低下していることに加え、クマの生息域が拡大していることで、人里周辺での出沒が増加している。

(2) 今後の対応方針

ツキノワグマの個体群動態をモニタリングしながら、AIやドローンなどの先端技術を活用した新たな出沒対策の普及に向けた実証に取り組むとともに、市町村が実施する市街地出沒対応訓練への支援を行う。

また、各地域で被害防止対策の中心となる市町村や地域振興局の職員を対象とした研修を開催し、クマ被害への対策や住民への指導を担える人材を育成する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調査（目的設定、中間計画、事後計画）				計画年度：令和5年度				
政策	8 環境・くらし							
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する							
方向性	① 野生鳥獣の保護管理と被害防止対策の推進							
事業名	野生鳥獣被害防止対策事業					事業年度	H26	年度～
								年度
部局名	生活環境部			課室名	自然保護課			
チーム名	鳥獣保護管理チーム							

1 事業実施の背景及び目的

人口減少や高齢化により、野生鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者が減少している中で、ニホンジカやイノシシ、カワウ等の野生鳥獣による農林水産業被害等の増加が懸念されており、こうした野生鳥獣(特定鳥獣)の管理対策が喫緊の課題となっている。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	指定管理鳥獣捕獲対策事業	ニホンジカ、イノシシの県内における分布拡大等を抑制するため、捕獲事業等を実施する。	21,169	17,987	
2	第二種特定鳥獣管理事業	カワウ、ニホンザル、カモシカについての管理対策を実施する。	1,795	7,694	
3	狩猟技術訓練施設整備事業	安定した施設運営のため、傷みが進んだ一部の鉛散弾飛散防止ネットを張替するほか、鉛散弾粒の回収率向上のための舗装改修を行う。	21,060	15,077	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	44,024	40,758	0
国庫補助金		指定管理鳥獣対策事業交付金	12,866	11,155	
県債					
その他					
一般財源			31,158	29,603	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	秋田県立総合射撃場の利用者数(人)【成果指標】									
指標式	秋田県立総合射撃場利用者数									
出典	自然保護課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a							850	1,150	1,150	1,150
実績b							1,144			
b/a							134.6%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	ニホンジカ・イノシシの捕獲数(頭)【業績指標】									
指標式	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲頭数									
出典	自然保護課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	20	33	100	110	81	171	171	171	171	171
実績b	1	21	44	34	47	84	102			
b/a	5.0%	63.6%	44.0%	30.9%	58.0%	49.1%	59.6%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウの管理を進めていくため、特定鳥獣管理計画に基づいて生息調査や捕獲圧強化などの対策を進めていく必要がある。また、野生鳥獣管理の担い手である狩猟者が不足しないよう、新たな狩猟者を増やしつつ安定的に確保するとともに、狩猟技術の維持・向上のため、訓練施設を運営していく必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	ニホンジカやイノシシの目撃や捕獲実績に基づいて生息調査を実施し、対象獣の定着地・越冬地において捕獲事業を行った結果、昨年度を上回るイノシシ76頭とニホンジカ23頭の捕獲につながり、一定の捕獲圧強化を図ることができた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※ 参 考 考 果	B
----	---	-----------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

本県では中山間地における過疎や高齢化、耕作放棄地の増加などの社会的環境が大きく変化している一方で、特定鳥獣(管理が必要な野生鳥獣)の分布が拡大し、農業・水産業被害が継続的に発生している。また、管理の担い手となる狩猟者の高齢化も進んでおり、将来的に新たな担い手の確保及び技術の向上や継承が可能か、懸念が生じている。

継続的な生息調査や捕獲事業等を通じ、これまで実績を上げている捕獲圧の強化と対象鳥獣の計画的な管理を一層図るとともに、被害状況等を踏まえた実効性のある対策を適時適切に実施する。また、狩猟訓練技術施設の安定的な運営により、狩猟者の技術向上と安全対策の強化を促進する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

事業計画計画、目的設定、中間計画、事後計画				計画年度：令和5年度	
政策	8 環境・くらし				
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する				
方向性	② 自然環境の保全と自然公園等の利活用の促進				
事業名	県単自然公園等施設整備事業			事業年度	S47 年度～年度
部局名	生活環境部	課室名	自然保護課		
チーム名	自然公園チーム				

1 事業実施の背景及び目的

ワークライフバランスの浸透や、健康志向・自然志向の高まりを背景に、自然とふれあう場の充実を求める声が増えている。自然公園の適正利用と環境保全を図るため、公園内の施設整備を推進する必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	自然公園施設修繕・改修費	自然公園内の自然環境の保全と公園利用者の安全性・快適性の向上を図るため、歩道、休憩施設及び公衆トイレ等を整備する。	50,108	56,629	
2	山の環境整備県民協働事業	高校山岳部や山岳会等との協働による登山道等の補修を行い、安全で美しい自然公園を維持する。	4,580	2,800	
3	自然公園美化対策事業	地元団体による自然公園内の美化清掃活動を支援することにより公園の清潔を保ち、利用者の快適性の確保と自然環境の保全を図る。	2,355	1,549	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	57,043	60,978	
国庫補助金					
県債		一般事業費、行革債	28,400	33,500	
その他		市町村負担金、繰入金(基金等)	21,535	20,864	
一般財源			7,108	6,614	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	国定・県立公園施設の新設整備箇所数(箇所)【業績指標】									
指標式	公園施設の新設整備箇所数									
出典	自然保護課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
実績b	9	7	3	6	6	2	2			
b/a	900.0%	700.0%	300.0%	600.0%	600.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	自然公園は県民が自然にふれあう場であり、公園内の環境保全と利用者の安全性・快適性を確保するため、施設整備の推進は必要である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	事業実施に当たっては、市町村等からの要望や破損の状況等に基づき、優先順位を付けて最低限の補修を行っている。また、秋田県認定リサイクル製品を積極的に採用し、リサイクルの推進を図っている。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参 考 結 果	B
----	---	------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

高齢者や外国人観光客の利用に対応した施設整備が不十分となっている。また、既存施設の老朽化に伴い維持管理経費や改修費用が増加しており、財源の確保が困難となっている。

(2) 今後の対応方針

県民が求める自然とのふれあいの場の安全性・快適性の向上と、自然環境の保全を図るため、引き続き施設整備を推進する。なお、実施に当たっては、利用上著しく危険な箇所や利用者が多い箇所など、優先度の高いものから整備を進める。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

事業計画計画（目的設定、年間計画、事業計画）				計画年度：令和5年度		
政策	8 環境・くらし					
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する					
方向性	③ 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進					
事業名	環境放射能測定事業			事業年度	H24	年度～
						年度
部局名	生活環境部		課室名	環境保全課		
チーム名	大気・水質チーム					

1 事業実施の背景及び目的

放射能汚染に対する不安を払拭して県民の安全・安心を確保するため、モニタリングポスト等による大気中の放射能や、ゲルマニウム半導体検出器による流通食品等に含まれる放射能の測定を行う。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	環境放射能測定事業	県内の放射能の状況を的確に把握するため、流通食品、廃棄物等の放射能測定を行う。また、サーベイメータの校正を行い、適正な測定が行われる体制を維持する。	797	601	
2	環境放射能水準調査研究費	原子力規制委員会の委託により、モニタリングポストによる県内6か所の空間放射線量測定を行うとともにゲルマニウム半導体検出器による一般環境等の測定を実施する。	38,676	11,083	
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳					
左の説明			39,473	11,684	0
国庫補助金	環境放射能水準調査業務委託費		38,660	11,066	
県債					
その他	産業廃棄物対策基金繰入金、労働保険料納付金		426	392	
一般財源			387	226	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

本事業は、国の総合モニタリング計画に基づいて県内における環境放射能調査を行い、原子力関係施設等からの影響の有無を把握することを目的としていることから、測定件数や異常検出等の定量的な目標設定を行うことは適当ではない。

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

福島原発事故や北朝鮮核実験による影響を調査し、県ウェブサイト等で速やかに公表することにより、県民の安全・安心につながる効果が期待できる。

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	福島原発事故のほか、北朝鮮による核実験の懸念がある状況を踏まえ、放射能の測定体制の継続が求められている。県として、必要な測定を直ちに行える体制を維持し、県民への確かな情報提供を行う必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	環境放射能の調査は47都道府県全てで実施されており、近隣自治体との比較が可能であることから、有効性が高い。
----	---	----	---

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	県民の安全・安心の確保に関わる施策であるが、水道水の放射性物質濃度等、長期間検出されてない項目については測定を実施しないなど、国や市町村と必要性を十分に協議し効率的な事業実施に努めている。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の結果)	B
----	---	---------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

福島原発事故で放出された放射性物質は、環境中に長期間残留することから、生活環境や食品等に対する県民の不安や懸念が未だ払拭されていない状況となっている。

(2) 今後の対応方針

生活環境や食品等の放射能測定を継続し、県ウェブサイトを通じてその結果を速やかに情報提供する。また、県ウェブサイトには放射能・放射線について理解を深めるための情報を掲載するほか、出前講座や県民からの個別の問い合わせにおいて丁寧に説明することにより、放射能に対する正しい知識の普及啓発を実施しながら、県民の安全・安心を確保する。

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調査（目的設定、中間計画、事後計画）				計画年度：令和5年度		
政策	8 環境・くらし					
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する					
方向性	③ 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進					
事業名	海岸漂着物地域対策推進事業				事業年度	H21 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課			
チーム名	調整・循環型社会推進チーム					

1 事業実施の背景及び目的

海岸漂着物の回収・処理等を行うとともに、海岸漂着物の発生を抑制する住民意識の向上を図ることで、海岸の良好な景観及び環境の保全を図る。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	重点区域海岸漂着物等回収処理事業	重点的に取り組む必要のある区域において海岸漂着物等の回収・処理を行う。	81,002	65,795	
2	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	海岸漂着物対策推進協議会を運営し、第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づく海岸漂着物対策の総合かつ効果的な推進について協議する。	104	115	
3	海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業	漂着物の組成調査を実施し、その現状データを得るとともに海岸漂着物の発生を抑制する住民意識の向上に資するイベントや啓発活動を行う。	6,128	5,266	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳			87,234	71,176	0
左の説明					
国庫補助金	地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)		69,653	54,502	
県債					
その他	産業廃棄物対策基金		17,581	280	
一般財源			0	16,394	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数(市町村)【成果指標】										
指標式	第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画期間中に海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数(累積)										
出典	循環型社会推進課調べ										
把握時期	当該年度3月										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
目標a	-	-	5	10	15	20	25				
実績b			6	10	14	18	25				
b/a			120.0%	100.0%	93.3%	90.0%	100.0%				

【指標Ⅱ】

指標名	春の一斉クリーンアップ活動に参加した県民の割合(%)【成果指標】										
指標式	第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画期間中に春の全県一斉クリーンアップに参加した県民の割合										
出典	循環型社会推進課調べ										
把握時期	当該年度6月										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
目標a								9	9	9	
実績b											
b/a								0.0%	0.0%	0.0%	

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	海岸には多くのごみが漂着するため、関係機関と連携しながら第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づいて引き続き対策に取り組む必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	海岸漂着物等の回収処理に当たり、市町村や漁業者等ボランティアと連携することにより、効率的に実施した。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 結 果	B
----	---	--------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

多くのごみが海岸に漂着しており、その回収処理が海岸管理者である県や地元の市町の大きな負担となっている。

(2) 今後の対応方針

海岸漂着物の回収処理を行うとともに、陸域で発生したごみが河川等を経由し海へ流出して海岸漂着物となることから、イベント開催や動画作成等により、内陸部も含めた全県での発生抑制に向けて普及啓発を実施する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調査（目的設定、中間計画、事後計画）				計画年度：令和5年度	
政策	8 環境・くらし				
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する				
方向性	③ 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進				
事業名	環境保全センター管理運営事業費			事業年度	S51 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	循環型社会推進課		
チーム名	廃棄物対策チーム				

1 事業実施の背景及び目的

県が設置する産業廃棄物最終処分場として適正に維持管理・運営することにより、処分場の安全性に対する県民の信頼を確実なものとするとともに、県内産業廃棄物の適正処理に寄与する。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	環境保全センター管理運営費(D区処分場等)	保全センターにおける廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全のための維持管理経費(指定管理料等を含む)。	497,884	443,040	
2	秋田県環境保全センター維持管理基金積立金	保全センターの後年度の維持管理に要する基金積立て。	29,501	222,248	
3					
4					
5					
その他合計(件)					
財源内訳		左の説明	527,385	665,288	0
国庫補助金					
県債					
その他		環境保全センター使用料、繰越金、消費税還付金、運用益	527,385	665,288	
一般財源			0	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	処理場の放流処理水の水質基準適合率(%)【業績指標】									
指標式	(基準適合回数/水質測定回数)×100									
出典	委託事業実績報告書									
把握時期	翌年度4月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績b	100.0	99.0	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
b/a	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	秋田県環境保全センターは、廃石綿、廃石膏ボードなどリサイクルが困難な産業廃棄物の適正処理を行っており、県内中小企業から排出される多様な産業廃棄物の適正処理の受け皿として重要な施設である。また、地元との協定により、排水処理施設からの放流水に法令基準より厳しい水質基準を適用しており、引き続き安全に配慮した上で適正に施設を運営していく必要がある。
----	---	----	---

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	施設修繕について、修繕箇所や損傷度を整理し、必要性を精査した上で実施している。小規模な修繕は指定管理者が自ら修繕することとしているが、見積額は県でもチェックし適正な修繕に努めている。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 考 果	B
----	---	--------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

近年、これまで経験したことのない大雨が降っている。埋立地に降った雨は全て排水処理施設で処理していることから、大雨が降ると処理しなければならない排水が増大する。排水処理施設の処理能力に制約がある中、厳しい水質基準を順守しなければならない。
--

(2) 今後の対応方針

新たな埋立区画の供用や大雨等の発生時においても厳しい水質基準を確実に順守するため、令和7年度に実施した方針検討の結果に基づき、処理施設の運用変更、施設改修や新設を含めて次期水処理施設のあり方を確定させ、基本設計を行う。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

事業計画概要（目的設定、年間計画、事業計画）				計画年度：令和5年度		
政策	8 環境・くらし					
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する					
方向性	③ 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進					
事業名	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費			事業年度	H10	年度～
						年度
部局名	生活環境部	課室名	循環型社会推進課			
チーム名	適正処理推進チーム					

1 事業実施の背景及び目的

平成10年12月、処分場内に未処理の廃棄物や汚水を大量に保有したまま(有)能代産業廃棄物処理センターが破産したため、それ以降、県が事業者に代わって汚染拡大防止等の環境保全対策を行っている。処分場周辺の環境を保全し、地域住民の不安を解消することを目的に、処分場が安定化するまでの間、対策を継続することとしている。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	環境保全対策部会運営費	遮水壁の有効性の調査研究その他環境保全対策に関する検討を行うため、学識経験者で構成する委員会を設置・運営する。	183	0	
2	環境対策協議会運営費	能代産業廃棄物処理センターに関する環境保全対策について、地元住民、能代市、秋田県が一体となって協議するため、環境対策協議会を運営する。	52	2	
3	特定支障除去等事業費	産廃特措法の「実施計画」に基づく生活環境保全上の支障の除去等の事業などを実施する。	185,631	128,186	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	185,866	128,188	0
国庫補助金					
県債					
その他		産業廃棄物適正処理推進費補助金	50,308	40,751	
一般財源			135,558	87,437	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	公共下水道放流処理水の水質基準適合率(%)【成果指標】									
指標式	(基準適合回数/水質測定回数)×100									
出典	循環型社会推進課調べ									
把握時期	当該年度4月～3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績b	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
b/a	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	事業者の破産等により、周辺環境の汚染対策や処分場の維持管理ができない状態になったことから、県が事業者に代わり処分場の維持管理を行う必要がある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	定期的な井戸洗浄により汚染された地下水の揚水量を維持するとともに、場内のキャッピングや雨水排水路等の適切な維持管理により雨水と汚水の分離を徹底し、効率的な汚水処理の実施に努めている。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 結 果	B
----	---	--------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

処分場からの汚染拡大防止のために取り囲むように設置した遮水壁の内側に、依然としてVOCにより高濃度に汚染された区域が存在する。

(2) 今後の対応方針

処分場周辺地下水等の早期改善や安定化に向け、より効率的、効果的な手法を検討しながら、今後も継続して汚水処理等の環境保全対策を実施する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和8年度)

事業計画計画（目的設定、中間計画、事後計画）				（計画年度：令和5年度）	
政策	8 環境・くらし				
施策	1 豊かな自然と良好な環境を次世代に継承する				
方向性	④ 三大湖沼の水質保全対策の推進				
事業名	八郎湖「わがみずうみ」創生事業			事業年度	H18 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	環境保全課八郎湖環境対策室		
チーム名	企画・計画推進チーム				

1 事業実施の背景及び目的

八郎湖では、干拓事業の完了後、富栄養化による水質汚濁が顕在化し、平成19年に国から指定湖沼の指定を受け、湖沼水質保全計画を策定し各種対策を推進しているものの、毎年アオコが発生するなど、水質の大幅な改善には至っておらず、水質の着実な改善を図るため、流域市町村や地域住民等と一体となった総合的な水質保全対策を講じる必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	発生源対策事業	工場・事業場排水の監視指導を行う。	246	198	
2	湖内浄化対策事業	西部承水路の流動化促進及び湖辺植生回復に向けた環境整備等を行う。	18,846	20,600	
3	アオコ対策事業	アオコ監視カメラによる常時監視、アオコ遡上防止用シルトフェンスの設置、馬踏川へのアオコ抑制装置等の設置・運用を行う。	10,384	9,713	
4	調査研究等推進事業	水質環境基準等調査、八郎湖研究会による調査研究等を推進する。	12,468	6,843	
5	湖沼水質保全計画推進事業	地域住民等との協働活動等を推進するとともに、計画の進行管理等を行う。	5,352	4,662	
その他合計 (2 件)			18,345	43,142	
財源内訳			65,641	85,158	0
国庫補助金					
県債					
その他			25,651	27,996	
一般財源			39,990	57,162	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	八郎湖(東部承水路)におけるCOD75%値(mg/L)【成果指標】									
指標式	八郎湖(東部承水路)におけるCOD(化学的酸素要求量)75%値									
出典	公共用水域測定結果「環境保全課八郎湖環境対策室調べ」									
把握時期	該当年度6月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		8.8	8.5	8.3	8.0	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
実績b		9.1	9.5	7.6	9.0	8.7	8.4			
b/a		96.6%	88.2%	108.4%	87.5%	88.5%	92.3%			

【指標Ⅱ】

指標名	八郎湖(西部承水路)におけるCOD75%値(mg/L)【成果指標】									
指標式	八郎湖(西部承水路)におけるCOD(化学的酸素要求量)75%値									
出典	公共用水域測定結果「環境保全課八郎湖環境対策室調べ」									
把握時期	該当年度6月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
実績b		10.0	10.0	10.0	10.0	11.0	10.0			
b/a		96.9%	96.9%	96.9%	96.9%	86.6%	96.9%			

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	八郎湖は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼であるため、令和7年度に策定した第4期湖沼水質保全計画に基づき、流域の市町村や関係団体等と連携しながら、継続的に各種水質保全対策に取り組んでいく必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	八郎湖に流入する汚濁負荷の4割近くを占める水田からの濁水流出を抑制するため、直営での広報巡回やJ A、市町村等を通じた流域農家へのリーフレット配布など、効率的な啓発活動を展開している。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の ※ 考 参 果 の 結 果)	B
----	---	---------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

第3期計画までの取組により、八郎湖に流入する汚濁負荷量は着実に減少してきているものの、水質については依然として環境基準を達成できていない状況にある。また、毎年アオコの発生が確認されており、流域市町村長等からは、アオコ発生抑制等の抜本的な対策を求める声が上がっている。

(2) 今後の対応方針

令和7年度に策定した第4期湖沼水質保全計画に基づき、これまで実施してきた生活排水等の発生源対策や湖内浄化対策、アオコ対策を継続するとともに、農地からの濁水流出を抑制するため、水質保全型農業の更なる普及を図る。また、水質保全だけではなく、新たに生態系保全、魅力向上、情報発信に関しても取り組むことで、総合的な水質保全対策を推進する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(達成率が80.0～99.9%) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

政策		8 環境・くらし		
施策		2 カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)の実現に向けた地域社会を形成する		
方向性		① 県民の行動変容や事業者の取組による地域脱炭素化の推進		
事業名		ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業	事業年度	H29 年度～ 年度
部局名		生活環境部	課室名	温暖化対策課
チーム名		調整・省エネルギーチーム、環境活動推進チーム		

1 事業実施の背景及び目的

平成29年度に策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(2021年度改定)」では、令和12年度の本県の温室効果ガスの排出量の削減目標を引き上げて平成25年度比で54%削減することを目指しており、取組を加速させる必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	地域脱炭素化促進事業	第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の進捗管理等を行うほか、ブロック会議等への出席や国との連絡調整等を行う。	17,423	4,243	
2	地球温暖化防止県民運動推進事業	県民や事業者の意識醸成を図るとともに、行動の実践と定着の促進を図る。	850	2,655	
3	あきたエコ活促進事業	スマホアプリを活用した県民による環境保全活動の促進や「あきたエコフェス」の開催支援を行う。	16,886	16,298	
4	食品ロス削減推進事業	食品ロス削減推進計画の進行管理と、食品ロス削減に係る消費者及び食品関連事業者に対する普及啓発を行う。	9,203	10,468	
5	地域センター強化事業	秋田県地球温暖化防止活動推進センターの機能を強化し、地球温暖化対策に関する普及啓発、環境教育及び人材育成の推進を図る。	12,748	16,000	
その他合計 (4 件)			3,333	12,207	
財源内訳		左の説明	60,443	61,871	0
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金	4,545	9,144	
県債					
その他		産業廃棄物対策基金、環境保全基金、労働保険料納付金	44,635	47,216	
一般財源			11,263	5,511	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	アプリを通じた県民の意識変容による温室効果ガス排出削減量(kg-CO ₂)【成果指標】									
指標式	「あきたエコどどんプロジェクト」アプリにおいて報告されたCO ₂ 削減量(日常生活で実行できる項目を集計)									
出典	温暖化対策課調べ									
把握時期	翌年度6月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a							28,540	75,429	77,315	79,248
実績b							30,983			
b/a							108.6%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	地球温暖化対策推進法や秋田県地球温暖化対策推進条例において、県の施策実施に関する責務が定められている。また、地球温暖化や省エネ、脱炭素等について、県民や事業者にも国等の動向に合わせた取組が求められていることから、温暖化等の現状や省エネ等の取組を周知する事業の必要性は大きく、県民・事業者の行動変容につなげる普及啓発や環境教育の実施は適当である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	令和6年度まで別々の事業としてイベントを行っていた、ゼロカーボンアクション宣言と県民活性化事業について、一つの事業として行うことで、効率的な実施を図った。また、普及啓発に係る委託事業では、企画提案協議によって業者を選定し、SNSを効果的に活用することで、県民の積極的な参加を促した。
----	---	----	---

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※の 参考 結果	B
----	---	----------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

県内産業における脱炭素経営の取組については、知識やノウハウ不足から導入に向けた意識づけが進んでいない。また、地域において地球温暖化防止活動を牽引する人材については、新たな担い手の育成が進んでいないため確保が困難となっている。さらに、県民の行動変容を促すためのスマートフォンアプリの利用者が十分に確保されておらず、エコ活動が定着していない状況にある。

(2) 今後の対応方針

事業者の脱炭素化に向けては、今後も県内金融機関等と連携してセミナーを開催するとともに、新たに別事業で構築する相談・支援ネットワークとも緊密に連携し、意識醸成を図る。

また、地域で地球温暖化防止活動を推進する人材の確保に向けては、市町村が実施する脱炭素の取組に対して伴走支援を行うとともに、多様なメディアを活用した普及啓発、地域の研修会や学習会への講師派遣等を積極的に実施し、新たな担い手の育成に努める。さらに、県民の行動変容を促すため、環境イベントとの連携や効果的なPRにより、スマートフォンアプリの利用者拡大とエコ活動の実践を促進する。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

事業計画調査（目的設定・中間計画・事後計画）				（計画年度：令和5年度）	
政策	8 環境・くらし				
施策	2 カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に向けた地域社会を形成する				
方向性	② 廃棄物の発生抑制と資源循環の推進				
事業名	環境産業活性化推進事業			事業年度	H15 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	環境保全課		
チーム名	調整・環境企画チーム				

1 事業実施の背景及び目的

各種リサイクル法に定められた廃棄物は、回収・分別が義務づけられているが、リサイクル製品の普及・販路は、不十分な現状にある。本事業では、優れた県内リサイクル製品を認定し、県で積極的に使用するとともに、県内事業者・県民に対し資源循環・認定製品の利用を促し、環境産業の活性化、廃棄物の適正処理、資源の循環的な利用を図る。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	リサイクル産業活性化推進費	秋田発のリサイクル製品を認定して、パンフレット等で広報するなどの普及啓発に努め、リサイクル製品の利用促進を図る。	543	756	
2	認定リサイクル製品利用拡大推進事業	自然公園等での認定製品による施設整備や、認定製品を環境関連イベント等で展示することで、リサイクル認定制度の周知及び認定リサイクル製品の利用拡大を図る。	7,608	7,684	
3					
4					
5					
その他合計(件)					
財源内訳		左の説明	8,151	8,440	0
国庫補助金					
県債					
その他		産業廃棄物対策基金繰入金	8,151	8,440	
一般財源			0	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	認定リサイクル製品の県における調達額(百万円)【成果指標】									
指標式	$47 \times (\text{年度の数値}) + 1,904$ 【当該年度より過去3カ年を平均した数値をグラフ化し、算出式を推定】									
出典	環境保全課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	1,951	1,998	2,045	2,092	2,139	2,186	2,233	2,280	2,327	2,374
実績b	1,937	2,101	2,071	2,304	2,712	2,793	2,632			
b/a	99.3%	105.2%	101.3%	110.1%	126.8%	127.8%	117.9%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	b	理由	資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、循環型社会の形成に資することを目的とした事業であることから、課題に適切に対応していると判断される。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	自然公園等での認定製品による施設整備や、認定製品を環境関連イベント等で展示することなどにより、認定リサイクル製品の利用促進のためのPRを行っており、予算を縮減しながらも、事業目標を達成している。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回の 参 考 結 果	B
----	---	-------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

あきたエコフェスの来場者アンケートにおいて、配布した認定製品(トイレトペーパー)に対し、実際は割安であるにもかかわらず「一般製品より割高である」との誤った印象を持つ人が53%を占めており、リサイクル認定制度の周知や、認定リサイクル製品の利用拡大に向けた意識づけが不十分な状況にある。

(2) 今後の対応方針

引き続き、自然公園等での認定製品による施設整備や、認定製品を環境関連イベント等で展示することにより、リサイクル認定制度の周知(思い違いの印象を払拭することを含む。)及び認定リサイクル製品の利用拡大(意識づけの浸透も含む。)を図る。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」、「C」以外の判定のもの

「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

事業計画調整（目的設定・中間計画・事後計画）				計画年度：令和5年度		
政策	8 環境・くらし					
施策	2 カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)の実現に向けた地域社会を形成する					
方向性	② 廃棄物の発生抑制と資源循環の推進					
事業名	廃棄物3R・適正処理推進事業				事業年度	H21 年度～ 年度
部局名	生活環境部		課室名	循環型社会推進課		
チーム名	調整・循環型社会推進チーム					

1 事業実施の背景及び目的

本県においては、廃棄物の不法投棄が依然としてあること等から、市町村や関係団体と連携して廃棄物の3Rに関する普及啓発や不法投棄、不適正処理の監視指導を行うこと等により、廃棄物の3R及び適正処理の一層の推進を図る。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	不法投棄未然防止啓発活動事業	官民が一体となった不法投棄ごみ撤去活動のほか、排出事業者向け講習会の開催等を通じて不法投棄の未然防止を図る。	7,252	3,278	
2	産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費	県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者に係る許可業務及び情報検索等を迅速かつ円滑に行う情報システムを保守管理する。	2,287	6,757	
3	産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金	産業廃棄物処理業者等の意識や技術向上を図り、産業廃棄物の適正処理等を推進するため、県内の業界団体が実施する研修や広報啓発活動を支援する。	3,000	2,808	
4	産業廃棄物実態調査事業	秋田県循環型社会形成推進基本計画の基礎資料として、県内の産業廃棄物の排出・処理状況の実態に係る調査を行う。	5,544	8,853	
5	廃棄物不適正処理対策費	廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止を図るため、環境監視員による監視指導体制を維持するとともに、監視カメラの設置等を行う。	27,466	25,914	
その他合計(件)					
財源内訳			45,549	47,610	0
国庫補助金					
県債					
その他			14,549	41,305	
一般財源			31,000	6,305	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	不法投棄発見箇所数(件)【成果指標】									
指標式	不法投棄発見箇所数									
出典	循環型社会推進課調べ									
把握時期	翌年度6月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		70	67	64	61	58	56	56	56	56
実績b		70	61	38	40	44	54			
b/a		100.0%	109.0%	140.6%	134.4%	124.1%	103.6%			

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	本県の良好な自然環境と生活環境の保全を着実に継続的に推進するためには、廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止を図るとともに、3Rによる資源の有効活用を一層進める必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	不法投棄未然防止啓発活動事業について、各地区に設置する協議会において市町村や河川管理者などの関係機関の取組状況や投棄情報を把握し、情報共有の上、不法投棄未然防止に取り組む組織が協働することにより、効果的かつ効率的な事業実施を図っている。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の参考結果)	B
----	---	-----------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

大規模な不法投棄が発見されることはないものの、廃家電やタイヤ、建設廃材等の不法投棄が依然として確認されている。また、近年、激甚化・頻発化する自然災害により災害廃棄物の増大が見込まれ、処理対応の長期化や処理体制のひっ迫が懸念される。

(2) 今後の対応方針

市町村等と連携しながら、県民に対する3R推進の啓発に努めるとともに、産業廃棄物処理業者等への講習会を実施し、法令理解や技術の向上を図り、産業廃棄物の適正処理、減量化及びリサイクルを推進する。

また、ごみの不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの設置、パトロールの実施など監視体制を継続するとともに、不法投棄防止の啓発活動を引き続き行う。

さらに、災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理の実施のため、市町村等職員の人材育成の研修を行う。

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調査(目的設定・中間計画・事後計画)				計画年度:令和5年度	
政策	8 環境・くらし				
施策	3 犯罪・事故のない誰もが穏やかで安全に暮らせる地域を実現する				
方向性	① 防犯意識の向上と防犯活動の推進				
事業名	安全・安心なまちづくり事業			事業年度	H16 年度～年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		
チーム名	安全安心まちづくり・交通安全チーム				

1 事業実施の背景及び目的

安全・安心な社会の実現は、県民共通の願いである。少子高齢化が急速に進行する本県において、社会全体で防犯・雪対策を推進していくため、自主的な防犯活動や犯罪防止に配慮した環境を整備するとともに、犯罪被害に遭った人々を地域で支える社会の形成、除排雪の事故防止等を図るほか、交通安全を推進し、「日本一安全で安心な秋田県」を実現する。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	防犯活動推進事業	県民や地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進し、犯罪を防止する環境を整備する。	164	118	
2	犯罪被害者等支援事業	民間団体や市町村等と連携し犯罪被害者等をワンストップで支援する体制を整備・運営するとともに、県民の被害者等に対する関心と理解を深める。	11,248	8,002	
3	雪対策推進事業	地域で支え合う除排雪支援体制の整備や、雪害事故防止の普及啓発を図る。	4,718	4,400	
4	高齢ドライバー交通事故防止事業	高齢運転者の死亡事故を防止するため、安全運転に特化した意識啓発を行う。	1,425	1,714	
5	自転車利用の安全対策事業	自転車用ヘルメットの着用率及び自転車利用のマナーの向上を図ることで、安全で適正な利用を促進し、自転車に関係する交通事故の発生を防止する。	296	2,096	
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	17,851	16,330	0
国庫補助金		性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金、人権啓発活動地方委託費	5,414	3,872	
県債					
その他		寄付金	100	3,350	
一般財源			12,337	9,108	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	雪対策連絡協議会の開催【業績指標】									
指標式	雪対策連絡協議会の開催回数									
出典	県民生活課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a					8	8	8	8	8	8
実績b					16	8	8			
b/a					200.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	人口減少と少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化により、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が深刻な課題となっていることから、地域の共助による支援体制の構築が急務である。また、刑法犯認知件数は全国最少レベルにあるものの、近年、増加傾向にあることから、各地域で行っている自主防犯活動の推進、環境整備の促進が必要である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	除排雪作業中の事故防止に向け、多くの県民が訪れる商業施設等での啓発チラシ配布に加え、テレビ・ラジオ放送や県公式SNS(X、Facebook)など多様な媒体を組み合わせ、注意喚起を徹底した。また、防犯面では情報紙等による情報発信や自主防犯活動優良団体への表彰により、地域における防犯意識の醸成と活動の活性化を推進した。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 参考 結果	B
----	---	----------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

地域の過疎化と高齢化の加速に伴い、自主防犯活動団体の減少や除排雪を担う構成員の高齢化が進み、新たな担い手の確保が困難となる中で、団体の活動の活性化や安定した活動の継続が困難となっている。

また、犯罪被害では、多くの県民が自らの体験や身近な出来事として接する機会が少ないため、被害者が置かれた実情に対する認識や理解が不足している。

(2) 今後の対応方針

地域を中心とした防犯活動を展開するため、安全・安心まちづくり担当者会議等を通じて自主防犯活動の環境整備を図るほか、情報紙等での活動発信や優良団体の表彰を行い、参加者の意欲向上と新たな担い手の確保につなげ、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する。

また、関係除排雪団体との情報交換会を開催し連携強化を図るほか、新規団体の立ち上げ経費に対する補助を継続し、地域活動を支援する。

さらに、「犯罪被害を考える日」の街頭啓発によるチラシの配布や犯罪被害者月間「県民のつどい」における犯罪被害者遺族等による講話を行い、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を深める。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画計画（目的設定、年間計画、事業計画）				計画年度：令和5年度	
政策	8 環境・くらし				
施策	3 犯罪・事故のない誰もが穏やかで安全に暮らせる地域を実現する				
方向性	④ 自立した消費者の育成とデジタル技術を活用した被害防止対策の推進				
事業名	消費生活安全・安心事業			事業年度	H25 年度～年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課		
チーム名	消費生活チーム				

1 事業実施の背景及び目的

多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、県及び市町村の消費生活相談体制を確保するほか、県警察と連携した特殊詐欺の被害防止に向けた啓発や消費者教育の推進を図り、県民の消費生活の安定と向上の実現を目指す。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	消費生活相談体制確保事業	県生活センター消費生活相談員のスキルアップ等を図り、相談体制の充実を進める。	1,511	4,583	
2	特殊詐欺・消費者被害防止対策事業	消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に向けた普及啓発、市町村が行う消費者問題等に関する取組に対する助成等を行う。	14,056	13,855	
3	消費者教育推進事業	消費者トラブル防止等に関する出前講座を開催するとともに、エシカル消費の普及啓発を図る。	3,146	3,331	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳 左の説明			18,713	21,769	0
国庫補助金			12,825	16,173	
県債					
その他			1,137	1,422	
一般財源			4,751	4,174	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	年間の生活センター啓発事業等への参加者数(人)【成果指標】									
指標式	年間の生活センター啓発事業等への参加者数									
出典	生活センター調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績b				945	1,089	1,556	702			
b/a				94.5%	108.9%	155.6%	70.2%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の令和7年の被害額が13億円(前年比45%増)を超え過去最悪となるなど深刻な状況にあるほか、インターネット等を利用した取引の増加などに伴い消費者問題の内容が複雑化・多様化して、高齢者に限らず幅広い年代で消費者被害が発生していることから、被害の未然防止のための啓発活動や、相談体制の充実・強化により、消費生活の安全・安心を図る必要がある。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	ウェブ広告やバス車内放送等のほか企業等の協力による無料のデジタルサイネージを活用するなど、ターゲットに応じた媒体を活用した効果的な啓発活動を行うとともに、オンラインを活用した研修の受講等により、経費を節減しながら消費生活相談員のスキルアップに努めた。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※ 参考 の結果	B
----	---	-------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

消費者問題が多様化・複雑化している一方、消費者講座等の実施に当たっては、高齢化に伴う婦人会の活動縮小などによる協力団体の確保が難しくなっていることが、講座参加者数の減少につながっている。 さらに、国においては令和8年度から地方消費者行政強化交付金制度を新たな枠組みへと見直すこととしており、今後の事業継続に向けた安定的な財源の確保も喫緊の課題となっている。

(2) 今後の対応方針

消費者被害の未然防止のため相談体制の充実を図るとともに、各種講座の開催や関係機関との連携、多様な媒体を活用した啓発活動など、ライフステージに応じたより効果的な消費者教育の推進に努める。 特に、講座等の実施においては、市町村等と連携して開催機会を拡充し、より多くの県民へ直接情報を届けるよう努める。 また、地方消費者行政強化事業交付金の新たな枠組みを活用し、事業の更なる充実と効果的な展開を図る。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

政策	8 環境・くらし				
施策	4 快適で質の高い生活環境を実現する				
方向性	① 食品衛生管理の推進				
事業名	あきたの食安全・安心推進事業			事業年度	H22 年度～年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課		
チーム名	食品安全・動物愛護チーム				

1 事業実施の背景及び目的

全国で食品の安全性に対する消費者の信頼が損なわれる事件が相次いでおり、生産から消費に至る各段階において、科学的根拠に基づき安全性を確保する取組が求められている。そのため、食品事業者へ秋田県HACCP認証等衛生管理に関する技術支援を行い、県産加工食品の安全・安心の確保や法令遵守に導く。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	秋田県HACCP認証推進事業	食品事業者に対し、秋田県HACCP認証制度の普及を図るとともに、手引書を活用した支援を行うことで、同認証の取得を推進する。	1,340	1,668	
2	自主的衛生管理強化事業	食品事業者が実施する自主的衛生管理の強化を支援する。	2,531	2,768	
3	食品安全・安心推進事業	「秋田県食品の安全・安心に関する条例」及び基本計画等に基づき、食品の安全・安心に関する総合的な施策の推進を図る。	276	177	
4	食品添加物検査の妥当性確認事業	食品添加物検査について、国通知により令和11年3月までに分析法の妥当性確認が必要とされたため、現在の各検査方法について、妥当性確認を実施する。	2,200	5,036	
5	県産特産品等の販路拡大・開拓に向けた安全性確認事業	令和7年度3月の期限設定ガイドラインの改正を受け、令和元年に作成した小規模事業者向け期限設定マニュアルを改訂し、小規模事業者への指導に活用する。	343		
その他合計 (件)				4,495	
財源内訳			6,690	14,144	0
国庫補助金					
県債					
その他			2,278	4,141	
一般財源			4,412	10,003	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	秋田県HACCP認証取得件数(施設)【成果指標】									
指標式	秋田県HACCP認証取得件数(延べ施設数)									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	150	180	200	220	235	250	260	260	260	260
実績b	151	188	221	229	235	241	248			
b/a	100.7%	104.4%	110.5%	104.1%	100.0%	96.4%	95.4%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	自主的衛生管理巡回指導件数(件)【業績指標】									
指標式	食品衛生推進員による自主的衛生管理巡回指導件数									
出典	(公社)秋田県食品衛生協会業務実績報告									
把握時期	翌年度4月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
実績b	8,056	6,075	7,542	5,517	5,724	6,161	6,141			
b/a	100.7%	75.9%	94.3%	69.0%	71.6%	102.7%	102.4%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	食品衛生法の改正によりHACCPに沿った衛生管理が全面義務化された中、県内事業者がこれを継続的かつ適切に実施し、食の安全・安心を確保する上で、事業規模に応じたHACCP制度の普及推進やきめ細かな導入支援を行う本事業の必要性は高い。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	食品事業者に対する秋田県HACCP認証制度の普及については、当県が独自に作成した手引書を活用して導入支援に取り組んでいる。 手引書にはきりたんぼ、稲庭うどん、いぶりがっこなど、代表的な県産食品ごとに衛生管理マニュアルや危害要因分析の例示を盛り込むことにより、食品事業者の理解促進を図ることで、効率的な指導を実施している。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回 ※参考 の結果)	B
----	---	--------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

秋田県HACCP認証については、その取組が一定程度進んだことにより、新たな取得件数は伸び悩んでいる。また、HACCPの実施が義務化になったことにより、認証を取得することの特別感が薄れてしまっている。

(2) 今後の対応方針

秋田県HACCP認証の取得については、HACCPに基づく衛生管理の導入に取り組んでいる事業者に対し、引き続き手引書等を用いた効率的な助言指導を行うことに加え、秋田県版HACCP認証についてウェブサイトへの掲載等の広報活動に取り組むことで取得事業者の増加につなげていく。

また、食品衛生推進員の巡回指導時において、HACCPに沿った衛生管理の指導や記録等の確認に時間をかける、推進員の能力向上のための講習会を実施する等、食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を継続できる環境を整えていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調整（目的設定・中間計画・事後計画）				計画年度：令和5年度		
政策	8 環境・くらし					
施策	4 快適で質の高い生活環境を実現する					
方向性	② 生活衛生関係営業者への支援					
事業名	生活衛生関係営業育成事業費				事業年度	H20 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課			
チーム名	調整・生活衛生チーム					

1 事業実施の背景及び目的

生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)は県民の日常生活と密接な関わりを持ち、公衆衛生の向上に寄与する重要な役割を担っているため、営業施設の改善向上、経営の健全化、営業の振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	生活衛生関係営業育成指導事業費	生衛業者の経営・融資等に関する相談・指導体制の整備を図るため、(公財)秋田県生活衛生営業指導センターの運営及び事業経費に対して助成する。	24,003	23,006	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	24,003	23,006	0
国庫補助金		生活衛生関係営業育成指導費補助金	12,001	11,502	
県債					
その他					
一般財源			12,002	11,504	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	経営・融資等相談件数(件)【成果指標】									
指標式	経営・融資等相談件数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		430	430	430	430	430	500	500	500	500
実績b		318	472	483	506	515	536			
b/a		74.0%	109.8%	112.3%	117.7%	119.8%	107.2%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	研修会、講習会等への参加人数(人)【成果指標】									
指標式	研修会、講習会等への参加人数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		400	400	400	400	400	400	400	400	400
実績b		375	215	258	269	269	354			
b/a		93.8%	53.8%	64.5%	67.3%	67.3%	88.5%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	生衛業者からの相談に対する助言や指導を通じて、経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者・消費者のニーズに対応し、生衛業全般の健全な発展に寄与している。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	(公財)全国生活衛生営業指導センターが提供するオンラインでの経営アドバイス、融資情報、相談事例等の情報を業務に活用している。また、生衛業者や消費者向けに、融資、税制、景気動向、各種試験、研修案内等についてインターネットを活用した情報発信を行い、正確で迅速な情報の提供に努めている。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 考 結 果	B
----	---	-------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

エネルギー価格や原材料費の高騰によるコスト負担の増加、人口減少・少子高齢化に伴う市場縮小、さらには深刻な人手不足や経営者の高齢化など、生衛業の経営を取り巻く環境はこれまでにない厳しさに直面しており、事業の継続や後継者の確保が困難な状況にある。

(2) 今後の対応方針

(公財)秋田県生活衛生営業指導センターは、生衛業者の経営の安定化、衛生水準の維持向上、後継者の育成等を支える基盤として、その重要性が一層増している。今後は、行政や業界団体との情報交換をより緊密に行い、社会情勢の変化に伴う事業者の多様なニーズを迅速に捉え、相談・指導体制をさらに充実させる。また、後継者の育成に向け、従来の中高生を対象とした体験学習に加え、新たに小学生等を対象とした職業体験を導入し、より早期からの興味・関心の醸成を図るとともに、業界の魅力発信の機会を拡充していく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

事業計画調査（目的設定、年間計画、事業計画）				計画年度：令和5年度			
政策	8 環境・くらし						
施策	4 快適で質の高い生活環境を実現する						
方向性	③ 動物の愛護と適正な飼養の推進						
事業名	動物にやさしい秋田推進事業				事業年度	H27	年度～
							年度
部局名	生活環境部		課室名	生活衛生課			
チーム名	食品安全・動物愛護チーム						

1 事業実施の背景及び目的

近年、動物愛護に対する県民の関心が高まってきており、「人と動物が共生する社会の形成」を更に推進していくために、県民、飼い主等の意識の向上をより一層図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協働が不可欠となっている。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	「人と動物が共生する社会の形成」推進事業	ボランティアの育成、犬猫の適正譲渡の推進及び地域猫対策を実施する。	3,669	1,623	
2	動物にやさしい秋田PR事業	動物愛護センターの周知により「動物にやさしい秋田」をPRする。	950	1,800	
3	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体支援事業	クラウドファンディングを活用したふるさと納税の寄付金を財源として動物愛護団体の活動を活発化させる。	6,113	5,151	
4	保健所犬猫収容施設改修事業	狂犬病予防・動物愛護管理業務の対応機関の組織改編に伴い、犬猫収容施設を整備する。	59,523	5,683	
5					
その他合計 (件)				483	
財源内訳			70,255	14,740	0
左の説明					
国庫補助金			28,330		
県債			25,400		
その他			600	6,023	
一般財源			15,925	8,717	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	動物ふれあい事業参加者数(人)【成果指標】									
指標式	動物ふれあい事業参加者数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a		11,400	12,800	17,000	22,000	27,000	32,000	37,000	42,000	42,000
実績b		34,586	9,080	8,492	9,968	13,620	16,711			
b/a		303.4%	70.9%	50.0%	45.3%	50.4%	52.2%			

【指標Ⅱ】

指標名	動物愛護センターウェブサイト閲覧者数(人)【成果指標】									
指標式	動物愛護センターウェブサイト閲覧者数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a					70,000	70,000	72,000	72,000	74,000	74,000
実績b					97,160	83,858	71,156			
b/a					138.8%	119.8%	98.8%			

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	「人と動物が共生する社会の形成」を推進するために、拠点施設を活用し、普及啓発や動物愛護団体等との協働の推進を図るものであり、目標達成のために必要である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	動物愛護団体との密接な連携とボランティアの積極的な活用、飼養管理における電子化の導入により、動物の管理や譲渡に係る労力・費用を抑えて事業を実施することができた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回 参考の 結果)	B
----	---	--------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

飼い主のわからない猫に対する餌やりや無計画な繁殖による多頭飼育の崩壊により、年間数百頭の犬猫の収容が続いている。収容動物の中には、治癒の見込みがない疾病に罹患している、人に慣れないなどの理由から、適切な譲渡先を見つけることができず、殺処分せざるを得ない個体もいる。適正飼養の普及啓発を推進するため動物愛護センターの活動発信に努めているが、譲渡対象動物の減少等の構造的要因もあり、動物ふれあい事業の参加者数は当初目標より伸び悩んでいる。

「人と動物が共生する社会の形成」を図るための拠点施設として動物愛護センターを活用するとともに、犬猫の適正飼養の啓発等にこれまで以上に積極的に取り組むことにより、「動物にやさしい秋田」を推進する。

また、動物愛護センターの支所化により県北県南地域にも拠点を確保したことで、「命の教室」「一般公開講座」「合同譲渡会」等の事業をこれまで以上に幅広く周知するとともに、公式SNS等を活用して犬猫の適正飼養について情報発信に取り組むなど、広く県民への啓発を進めていく。その際、動物にやさしい秋田PR事業については、動員数だけでなく「適正飼養の定着効果」を重視する方向性で、事業規模と内容の見直しを行う。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度: 令和8年度)

政策	8 環境・くらし				
施策	4 快適で質の高い生活環境を実現する				
方向性	④ 県民生活を支えるデジタル技術の普及促進と情報通信インフラの充実				
事業名	DX戦略推進事業			事業年度	R3 年度～年度
部局名	政策企画部	課室名	デジタル政策推進課		
チーム名	調整・DX推進チーム				

1 事業実施の背景及び目的

生活の利便性向上や地域課題の解決には、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境が必要となるため、様々な分野のデジタル化・DXを進めていくことが重要であるが、デジタル技術の利活用について、地域や個人間等の格差(デジタルデバインド)が生じていることから、これらの解消を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	AKITAスマホライフ・ステップアップ事業	高齢者のデジタル活用を推進するため、スマートフォンの操作体験会や、地域で支援するデジタル活用サポーターを育成する研修会を開催する。	1,300	1,534	
2	あきたデジタル・ゲートウェイ体験事業	先進技術に関する県民の理解促進を図るため、多様なデジタル技術を体験できるイベントを開催する。	9,704	11,907	
3	秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム運営事業	産学官が連携し、デジタル技術の活用による地域課題の解決等により県内産業の振興を図るため、コンソーシアムの活動を行う。	345	219	
4	伴走型マッチング支援事業	各部局等が抱える課題をデジタル技術の活用により解決するため、広く民間企業から提案を募り、課題と解決手法のマッチングを図る。	7,744	7,227	
5					
その他合計 (件)				2,601	
財源内訳			19,093	23,488	0
左の説明					
国庫補助金			3,872	9,563	
県債					
その他			300	300	
一般財源			14,921	13,625	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	スマートフォン操作体験会・相談会において、スキルを習得したと実感した人の割合(%)【成果指標】									
指標式	スマートフォン操作体験会等でのアンケートにおいて、スキルを習得したと回答した人の割合									
出典	デジタル政策推進課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a								90	90	90
実績b										
b/a								0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	デジタル技術体験イベント参加者数(人)【成果指標】									
指標式	デジタル技術の体験イベントの参加者数(人)									
出典	デジタル政策推進課調べ									
把握時期	当該年度12月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a				1200	1200	1200	2200			
実績b				2133	1751	4135	4129			
b/a				177.8%	145.9%	344.6%	187.7%			

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	高齢者などのデジタルに不慣れな方へのサポートや、広く県民のデジタル技術への理解促進に取り組むことは、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりにつながり、ひいては県民の利便性向上や地域課題の解決等に資することから、本事業の必要性は非常に高い。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	高齢者向けスマートフォン操作体験会については、NPO法人や通信事業者をはじめ、市町村や社会福祉協議会等、多様な主体と課題を共有し、協力を得ながら効率的な開催に努めた。デジタル技術の体験イベントについては、オンラインの予約フォームにより事前の集客を図ったほか、集客力のあるイベントと連携して開催することで、幅広い層が気軽に参加できる環境を整えるなど、イベントの効果の最大化に努めた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 考 結 果	B
----	---	-------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

高齢者向けスマートフォン操作体験会については、市町村広報紙での周知に加え、ラジオの活用や開催会場での呼びかけ等工夫を行ったものの、体験会の内容が伝わりにくかったため、参加者数が目標に達しなかった。 また、デジタル技術の体験イベントについては、先進技術の変化に即応し、県民の関心が高いコンテンツを充実させることが困難となっている。

(2) 今後の対応方針

高齢者向けスマートフォン操作体験会については、認知度向上が参加者数の増加に繋がることから、県民の目に付きやすい場所へのポスター掲示を増やすなど、伝わりやすい広報活動を行う。また、集客が見込めるイベントとの連動開催や、高齢者が集まりやすい会場での開催について市町村と調整を行い、参加者の増加を図る。 デジタル技術の体験イベントについては、主に幼児・小学生を対象としたデジタル人材育成を見据えつつ、企画提案競技等を通じて民間の知恵やノウハウを活用しながらコンテンツの充実を図る。
--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和8年度)

政策	8 環境・くらし				
施策	4 快適で質の高い生活環境を実現する				
方向性	④ 県民生活を支えるデジタル技術の普及促進と情報通信インフラの充実				
事業名	県・市町村によるDX推進体制構築事業			事業年度	R7 年度～年度
部局名	企画振興部	課室名	デジタル政策推進課		
チーム名	調整・DX推進チーム				

1 事業実施の背景及び目的

市町村におけるデジタル人材不足の解消策を講じることにより市町村のDXを推進する。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和8年度 予算額	令和7年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	県・市町村によるDX推進体制構築事業	県・市町村によるDX推進体制の構築に向けて、市町村への人材派遣を通じ、デジタル人材の共同活用に向けたノウハウの蓄積と課題抽出を行う。	38,980	7,106	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	38,980	7,106	0
国庫補助金					
県債					
その他		市町村負担金	20,360		
一般財源			18,620	7,106	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	支援を受けてデジタル化に取り組んだ市町村数(市町村)【業績指標】									
指標式	新たに支援を受けてデジタル化に取り組んだ市町村数(市町村)									
出典	デジタル政策推進課調べ									
把握時期	当該年度3月									
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a							3	3	3	3
実績b							4			
b/a							133.3%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	全国的にデジタル人材が不足する中、市町村単独での人材確保は、財源や職員定数の制約に加え、採用競争力の観点からも困難な状況にあるため、県と市町村が連携し、広域的にデジタル人材を確保・運用していく本事業の必要性は高い。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	支援を受けた市町においてDX推進計画の策定やオンライン手続きの拡大等が図られたほか、市町村との合同検討会で当該支援事例を情報共有したことなどにより、令和8年度から実施する新しい支援メニューへ多くの自治体(16市町村)が参加することとなった。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※回 参の 考 結 果	
----	---	----------------------------	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

当該事業を活用して積極的にデジタル化やDXに取り組む市町村が増えているものの、小規模な市町村などでは極めて少人数の職員のみで対応せざるを得ないため、依然としてデジタル化への取組が遅れている。

(2) 今後の対応方針

デジタル化に取り組む自治体の成功事例、業務効率化やコスト削減の導入メリットなどを共有することにより、人的リソースが不足する市町村に対しても、本事業を活用して外部人材を確実に確保できるよう、前向きな検討を促す。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの

「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--